

(議長)

日程第6 承認第1号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて、日程第7 承認第2号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました、承認第1号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて、承認第2号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり10月3日及び10月16日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

6月14日に議決いただきました「平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事」につきましては、一部設計変更が生じた事に伴い、契約金額が変更になったものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは議案書2ページをお開き下さい。工事請負契約の一部変更についてご説明いたします。

「平成24年度町道尾山湯の浜通り上田沢橋架換工事」についてですが、当初契約金額94,500,000円を第1回目の設計変更により100,464,000円に、5,964,000円の増額となったものです。

理由といたしまして、当初、河道の掘削や橋梁護岸以外の河川護岸については、本年度中に発注される河川管理者である北海道が行う工事により施工する事となっておりましたが、上田沢橋の工事工程が思いのほか早まったことにより、河川管理者の発注時期と工程が合わなくなったため、本工事で施工を行う事となったことから増工、増額となったものであります。

設計変更の主な概要は、①構造物撤去工の増工 ②河川護岸の増工 ③左岸

側護岸工端部処理の増工 ④河道暫定掘削による増工 ⑤仮水路工による増工
⑥堤内排水路の増工 ⑦盛土の増工によるものであります。

続きまして議案書4ページをお開き下さい。同じく「上田沢橋の架換工事」です。これにつきましても工事請負契約の一部変更になりますが、10月3日に専決処分した当初契約金額100,464,000円を、第2回目の設計変更により99,487,500円に、今度は976,500円の減額となったものであります。

理由といたしまして、当初、急遽上田沢橋の前の橋ですが、基礎部の鋼管杭、鋼管について、引抜き撤去としておりましたが、標準工法での引抜きが出来なかった事から檜山振興局環境生活課と函館建設管理部江差出張所と協議を行った結果、杭を残置することの了解が得られたことから減額となったものであります。ご承認方、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(議長)

「小笠原議員」

「小笠原淳夫議員」

あの専決処分の他にちょっとあの課長に確認したいんだけど、道路が完成してからだいぶ経つんだけど。あの見れば橋の部分だけポコンと高くて、両サイドがすごくあのキツいんだけど、何かこう危険だなと思うんで、あれからまた二期工事なりやってこう何て言うか、この橋の勾配を良くするのかなと思って、その辺ちょっと確認させてもらいたい。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

上田沢橋の架換工事ですが、今年度と来年度も工事を行う予定であります。それで来年度は道路工、橋から道路に向かったのこの道路工の施工、そしていわゆる水道の管渠が入っております。その工事がまだ残っておりますので、今は暫定的にあの様にちょっと橋が高い状態になっております。

それで注意喚起と致しまして、看板等をですね、手前両側にきちっと取り付けをしてですね、地域の方々にも注意をしていただくよう説明をしております。あの今年の冬来年になりましたら道路工始まりますので、その間気をつけて通行していただければという風に思っております。よろしく申し上げます。

(議長)

いいですね、はい。以上で質疑希望ありませんので質疑を集結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

承認第1号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

承認第2号 工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、承認第2号についても、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第3号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

承認第3号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)の専決処

分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

10月14日の落雷による田沢の配水池の被害を早急に復旧しなければ、吸水に支障が生じる事から、10月29日をもって専決処分をしたものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでご審議の上、承認方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

議案書6ページをお開き下さい。平成24年10月14日午後10時50分に落雷が発生し、「田沢野配水地」の「次亜塩素酸注入ポンプ」に警報が発生いたしました。

原因といたしましては、落雷した雷サージが商用電源により侵入し、各機器にストレスを加え故障にいたったと思われまます。

そのため、安全に水道施設を運用するためには、次亜塩素酸注入制御コントローラ・ポンプの交換が必要となるため、急を要することから専決処分にて補正を行ったところであります。

補正額は3、997千円で収入・支出とも同額であり、この補正によって「収益的収入」は4億3百737千円、「収益的支出」は4億5千1百843千円となります。

なお、復旧費用については、現在北海道町村会災害共済本部へ報告し、保険対応で処理をいたしますので、ご理解をお願いいたしますようよろしくお願いいたします。なおあの、場所につきましては資料で説明、提出しておりますのでご参照願いたいと思います。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

承認第3号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第4号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

承認第4号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

ご案内のとおり、衆議院が解散した事に伴い、早急に選挙事務を取り進めなければならない事から、11月19日をもって専決処分をいたしましたものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますのでご承認方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」（補足説明）

それでは、私の方から説明申し上げます。議案の9ページでございます。予算構成表で説明いたします。衆議院議員の総選挙。

内容は今提案理由にございました様に選挙事務の諸経費でございます。報酬、職員の時間外手当、賃金など、これらが主なものでございます。

それから、関連がございます。議案の18ページをちょっとお開き願いたいと思います。議案の18ページにこれに関連しまして、給与費の明細書を掲載してございます。特別職分これは投票管理者、それから立会人の関係でございます。それと下の方に2番目に職員分と。こういう風に区分しております。それぞれ補正額を上積みしてございます。

以上が専決した補正予算の内容でございます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

承認第4号 平成24年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、承認第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第5号 平成24年度江差町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることを議題といたします。

（議長）

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」（提案説明）

承認事項が多くてすみません。

承認第5号 平成24年度江差町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によるこれを報告し、承認を求めるものでございます。

先程あの、報告させていただいたとおり、12月6日の暴風による職員住宅の被害を早急に復旧しなければ入居に支障が生じることから、12月6日付をもって専決処分したものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

（議長）

「総務財政課長」

「総務財政課長」（補足説明）

それでは説明申し上げます。議案の23ページでございます。これも予算構成表で説明いたします。職員住宅の補修です。資料が出ております。資料がですね、No.2の資料の6でございますので一緒にご覧いただきたいという風に思っています。

補正額が448千円でございます。

財源は、全額一般財源で普通交付税を充当するものでございます。

内容につきましては今町長が提案理由で説明したとおりでございます。この建物は平成2年に建設した建物でございます。以上が補正の概要でございます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

あの南が丘だという事もありまして、私も1、2地域の方からも聞かれた事もありますので、私自身の問題意識もありますが、1、2お聞きしたいと思います。

それで平成2年ですから築22年、平成24年、22年ですか。築22年位であの、こういう状況になったというのは、特にこの時の瞬間風速が大変だったのか、竜巻的なものがあったのか、もしくは何かぶつかったのか。いずれにしてもどういう事でこういう風になったのか、まず1つ。ちょっとお聞きしたい。私も色々聞いてはいますが、この場できちっと教えてもらいたい。

それからもう1つ。町有財産という観点でこれは決算だとか予算審議で同じような事をいつも聞いてますけれども、特に何かのこういう事で、まかり間違えば、飛び方が間違えばですね、それすぐ下道路ですよ。まかり間違えばちょっと大変な状況にもなりかねない位の落下物と言うか。破損の状況なんですけれども。町有財産という事から言って、この築22年の部分について、どのような維持管理の状況で押さえていたのか、どうなのか。止むを得なかったのか。1問目とちょっと関連するかもしれませんが、教えていただきたいと思えます。

(議長)

「総務財政課長」かい？誰ですか、答弁。

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

それではあの、お答えいたします。この平成2年に建設されて22年経ってまますけども、あのこの状況を見ましたらですね、今回の風でいったんでありますけれども、要はその見た段階でいわゆるその柱もですね、腐食したという事がわかってございます。

いずれもその1回その直した所あったもんですから、いう事でその腐食によるなおかつ風が、南風が吹いたという事でですね、たまたまその2階の方がいってしまったんですけども。1階の方もですね、それに付随して柱の腐食があ

ってですね、壁が外壁が崩れたという事で、今回応急というか緊急的にやらなきゃなかったという事がですね、なった訳でございます。

あのご指摘がありましたけれども、本当に管理がちゃんとしているのかという話がございますけれども、担当課とすればですね、あの公有財産のすべてにわたってですね、かなり数も多いんですけども、それぞれその鋭意ですね、職員の方では点検としてますけども、やはりその中身までですね、外壁の中身まではちょっとわかりませんので、そのへんはまああの逐次点検もしながら業者にですね、例えば見てもらうとかですね、そういう事まあ逐次やってますけれども、今回の様な事故がですね、発生しました。これはあのやっぱり管理の部分がちょっと私の方もちゃんと及びきれなかった部分もあるかもしれませんけども、全てに渡ってあの数が多いものですから。管理が十分かという風に指摘されれば、その辺の所不十分な所ありますけども、今後はですね、このような事が無い様な形でちょっと下の方に道路が先程も言った様にあるものですから、それにこう壁が落ちてってその人にぶつかるとかという危険性もですね、今後もあるかもしれませんね。その分を想定しながらですね、あのちょっと点検をですね、今後また強化していきたいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

これはもうある意味では財政サイドの問題だと思うんですけども、この数年結果的には維持・補修費、これは別に町営住宅ではない、だけではない、道路にしたって橋にしたって、こうゆう町職員住宅。すべからく町に関わる部分について、維持管理についてやはり私は町で持っているものについては、10年20年経って、特にこの多分うちも同じなのですが、うち24年、26年か。築26年でもう壁なんて2回、3回直してるんですよ。屋根も2回、3回。あの潮風当たるんですね。離れているようですけども、この南が丘でちょっと頭高い所はかなり個人住宅。ですからもちろん全般的な意味でそういう見直し、見直しと言いますか、維持補修についてきちっとした管理も必要ですし、特別潮などで傷みが早いと思われる所、それはなんぼ数多いったってある程度わかりますよね。そこはそこできちっと押えながら、万が一この間、この4年5年考えたらですね、柵は壊れたとか、色んな事が起きてますね。全部結果論ですよ。今回色々補修費も出てますが全部結果、結果。前もってきちっと直してやってかなかつたら、余計お金かかる。この間同じことを言ってますね。もし

かしたら10万円かけとけば10万円で済んだものが、10万円かけなかったから100万円かかった。そういう事を繰り返さない事はやはり財政としてもきちっとそこら辺来年の新年度の予算の中でみておく必要があると思うんです。担当課じゃなくて。その点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

えーと、小野寺さんの質問ですけども、実際にですね今あの25年度の予算編成にあたってですね、各所管課で所有している町有施設ですね。まあ特に今の環境衛生課長の方が一番多いんですけども、今回少し時間をかけてですね、整理してございます。ただですね、それを整理して合計すると莫大な多分金額になるだろうという風に思ってますけども、やはりそういう財政的な状況を考えますとですね、どうしても優先的な、あるいは緊急的なという事ですね、順番を付けざるをえないとの事になります。

しかしながらあの、そういう形でですね、町有施設をきちっと管理していくっていう義務もありますので、これはあの来年度の予算の編成の中でですね、検討あるいは精査していきたいという風に考えてございます。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

承認第5号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、承認第5号については、原案のとおり決定い

たしました。

14時30分まで休憩いたします。

(休憩)

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

日程第11 議案第1号 平成24年度江差町一般会計予算(第8号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」

議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、生活交通路線等を維持し、補助など9事業に係わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ61,163千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ4,914,620千円とするものでございます。併せまして債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課より説明いたしますので、議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

それでは議案の35ページでございます。議案の35ページ、予算構成表で説明いたします。

まず財産管理費の「越前バス待合所設置」でございます。

内容は、越前町に設置してあるバス待合所が、老朽化著しく、これを撤去し、新たに設置するものでございます。

補正額は489千円です。財源内訳は、全額一般財源でございます。

次に、企画費の「生活交通路線等維持費補助」でございます。

内容は、路線の沿線自治体が運行事業者に対して、これまでと同様に補助し

ていくものでございます。国や道の一部補助路線、それから町単独路線を含め、17路線に対する補助でございます。燃料費の高騰により、対前年比で1,442千円の増額となるものです。

補正額は、16,636千円です。財源内訳は、全額一般財源です。

次に、社会福祉総務費の「国民健康保険費特別会計繰出」でございます。

内容は、人事異動に伴う「国保特別会計の人件費の不足分」を一般会計から繰出しするものでございます。

補正額は、1,358千円です。財源内訳は、全額一般財源でございます。

次に、社会福祉施設費の「老人福祉センタースプリンクラー改修」でございます。

内容は、老人福祉センター集会室のスプリンクラーヘッドの改修で、消防法上緊急の改善が必要であることから、補正のお願いをするものでございます。

補正額は、578千円です。財源内訳は、全額一般財源でございます。

次に、障害者福祉費の「障害者自立支援対策推進」でございます。

内容は、障害者自立支援法改正によりまして、旧体系施設から新体系施設へと移行したことに伴いまして、事業の運営を安定させるための施設への補助事業でございます。対象となるのは、1事業を見込んでございます。

補正額は、340千円です。財源内訳は、道支出金が255千円、一般財源で85千円でございます。

次に、障害者福祉費の「障害者自立給付」でございます。

内容は、同じく、障害者自立支援法改正によります旧法から新法への移行に伴いまして、報酬体系が大きく変わりました。居住系サービスなどの増額が見込まれるものでございます。

補正額は、37,864千円です。財源内訳は、国庫支出金18,932千円、道支出金が9,466千円、一般財源は9,466千円でございます。一般財源につきましては、普通交付税の充当という風になります。

次に、障害者福祉費の「更生医療給付」です。

内容は、医療給付の内、入院給付の増が見込まれますことから、補正をお願いするものでございます。

補正額は、1,866千円。財源内訳は、国庫支出金933千円、道支出金が466千円、一般財源は467千円でございます。

次に、追分振興費の「第50回記念江差追分全国大会実行委員会補助」で
ございます。これは間接補助でございます。

内容は、北海道市町村振興協会からの助成金を活用するもので、第50回
記念江差追分全国大会実行委員会の事業に対する補助金でございます。補正額が
1,000千円でございます。

財源内訳は全額、北海道市町村協会からの助成金でございます。

次に、小学校費の学校管理費でございます。「南が丘小学校非常口等修繕」で
ございます。

内容につきましては、11月2日の強風により、旧校舎1階の非常口のアル
ミ建具が破損したものです。同じく新校舎2階ホールト建具、これは屋上扉で
ございますけども、破損したものでございます。雨水（あまみず）の侵入防止
等早急な改修が必要となったものでございます。

補正額は1,032千円、財源内訳はその他財源、これは災害共済金でござ
います。516千円、一般財源が516千円でございます。

以上、補正額合計61,163千円、財源内訳は国庫支出金19,865千
円、道支出金が10,187千円、その他特定財源として助成金、それから災
害共済金1,516千円、一般財源が29,595千円でございます。

一般財源は全額、普通交付税を充当するものでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思います。第2表の「債務負担行
為補正」でございます。債務負担行為の追加でございます。

債務負担行為の補正につきましては、翌年度4月1日からの契約の適正執行
を図る必要がございます。そのことから、100万円以上のものを前倒しして
発注し、予算の継続性を維持することとしたものでございます。表にあります
ように、役場庁舎警備委託ほか6本の業務委託を予定しているものでござい
ます。

以上が補正予算の概要でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望あり
ませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

1点だけお聞きします。総務費、財産管理費、「越前バス待合所設置」に関してありますが、これは確か、町政懇談会で要望があつてという事でしたか。確か前に説明を受けた様な気もしたんですが。

それでこの事については、特段異議を申し立てるものではありません。私ここで質疑したいのは、バスの待合所そのものについてこの機会に、何点かお聞きしたいと思います。

町内にバスの待合所はたくさんあると言っていいのか、数少ないと言っていいのかわかりませんが、例えばあれは道路の管理者の関係で、開発とかでしょうかね。やるんでしょうか、とか、それから町内会でやった所もあるでしょうか。それからこういう風に町でやった所もあるんでしょうか。

いずれにしても、結果的に函バスが待合所、一定の雨・雪などを避ける様な待合所について、函バスが責任もってつくる訳ではないとすると、何らかな形で、必要なものについてはこのように地域の要求だけではなく、客観的にたまたまこの場合はそこの地域の方が使っていて、その地域の声が反映されたという事かもしれませんが。例えば町の中でそうですね、1、2例を言うと、新しく出来たコンビニだとか、ドラッグストアだとかという事も含めれば、円山に買い物に来るお客さんがこの先増えていって、そこのバス停、本当に利用度が高くなってると思うんです。例えばそういう所はある意味、車のない高齢者が多い、それから例えば中歌の勤医協の前、バス停これも患者さん、体の弱い方が使う。そういう事も含めて、バスの待合所を町としてどういう風に考えるのか。その中でこういう地域の部分について位置づけ。

それで私もこの際だから色々調べてみました。町によっては補助金を出して地域でつくったりとか、もしくは町でやったりとか、もしくは色んな要項等もつくって客観的にそこのバスの待合所の必要性等の判断の客観的な根拠を持つと。まあ色々やってます。ところもあります。江差町の場合はそもそもこのバスの待合所というのは、どのような位置づけの中で、そして今回このようにしたと。これは全町的な意味でもきちっとした説明は必要だと思うんです。これどっち向いて喋ったらいいのか。この点について教えていただきたいと思いません。

(議長)

「総務財政課長」、「建設水道課長」か？

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

越前の方はですね、議員おっしゃったとおりその以前もありまして、老朽化ですね、躯体も全部ガタガタな状態でいつこう倒壊してもおかしくないという様な状況でありまして。たまたま、町内会の方からの懇談会の中でですね、要望があったという事で急遽、この度補正いただいて、設置をするという運びになりました。

以外のその設置されている部分も結構ですね、いかれてる所もあるもんですから、こっちでも点検しましてですね、まず補修だとかああいう事で整備をしてまいりたいなと思ってます。今のその最後の意見を求めている部分でありますけども、以外の円山のバス停だとかですね、以外のバス停等々含めて、私も何箇所あるかまたちょっと把握してなかったものですから、申し訳ございませんけれども、必要のある箇所があるのであればですね、うちの方も点検しながらですね、内部でも検討しながら、付けるか付けないかはですね、お金のかかる関係もあるものですから、調査・研究しながらですね、今後の課題として今いきたいなという風にして考えてますけども、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今後の検討課題ということで今までより、前もちょっとこれも担当課が変わるから本当に残念なんですけれども、過去何回か今の様な事質問してるんですが、ある意味では一步、検討という意味ではですね、少し出たのかなと思うのですがちょっとお聞きしたいのはですね、問題は色々あるんですね。土地の問題が大きいんですよ。町有地であればですよ、仮に仮に一定の計画やって、財政的にも必要性が仮にまああったとしても問題は、土地、ですからこれは逆に調べるとなればですね、本当に総ぐるみでやらないと土地の問題だとかも含めて財政の問題、必要性、それからそのバスのルートから言って本当につくる事

によって、停留所自体を変えなければならないという事だって色々ある、総合的にやってかなきゃならない。バスの部分だとかですね。そういう意味では関係課、総ぐるみで今の問題をやっていただきたいと思います、それにしても担当そこになるんですか。まあその部分、総合的な対策という事も含めて、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」

バスの路線バス走らせてる所管課というか、補助を出してる所管課という形で相対的にちょっとお答えします。

小野寺議員もおっしゃったように、土地の問題も当然ございます。ですからそのすべからくあの上下何10本と走ってるバスでございますし、数限りなくバスのポール含めてある訳です。まああの、この越前の部分については既存のバス停の老朽に伴う言わば改修工事でございますけども、具体的に2ヶ所指していただきましたけども、乗車の密度も含めてそうですし、今言った土地の問題も大きな課題と。こういう風に認識してございますので、ただどこまで突っ込んだですね、議論になるかというのは私共も問題意識として十分認識してございますのはい、以上です。

(議長)

いいですか。次に、「萩原議員」

「萩原議員」

えーと、「スクールバス運行委託（中学校）」について質問いたします。

えーとまあスクールバスというのは江差北中の登下校の送迎だと思いますけれども、登校時は皆さん時間帯同じなんですけれども、下校時になりますと部活やってる生徒や、部活やってない生徒あると思いますけれども、その何て言うんですか、その運行状況と言うんですかね。その送迎の、部活やってる人とやってない人との運行状況、ましてや部活だと遅くなった場合には、そういう場合には父母が行って送迎とかあるのかないのか、その辺の事よろしく願います。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

北小中学校のスクールバスの運行についてのご質問でございます。小学校・中学校と分かれておりますけども、基本的には小学校・中学校の登校便は一緒に乗っております。帰りの時間が中学校と違いますので、小学校の方は学年別に早く帰る時、それから全員が帰る時という事で曜日によって若干あの、時間でございます。

ご質問の中学校の方については授業が終わった後の一本目の確保と、それからそれは小学生とも一緒に乗る場合もございます。それから部活を終わった後の便ということでもう1本用意してございます。

後、部活関係によりますと、通常の登校日でない休みの時にも、午前中ですね、あの部活をやるという部分の特別便も走らせているという状況でございます。

(議長)

いいですか。

「萩原議員」

帰宅のその親の送迎がその平日でもあったり、あるのかないのか。

「学校教育課長」

基本的にはスクールバスで全部あの送っているという状況で、迎えはございません。はい。

(議長)

「萩原議員」

「萩原議員」

先程私あの中学校の部活について質問したんですけども、その中にあのまあ他町内でやる場合というのは、やっぱりなかなかその送迎とかも難しいという事があるんですけども。送迎の部分とか例えばスクールバスを使ったりしてやるとかという考えもあるのではないかなと思います。教育委員会はその部分、送迎の部分とかをしっかりとやって、また違う部分は学校にもちゃんとやってもらって、あと父母の支援とかも町内が一体となってそういうもし何かあった場合にその大会が、団体競技出れない部活動が何とか支援していくという方法もあると思いますが、その件についてはどう考えますか。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

先程も答弁いたしました。あの実は基本的には部活については教育活動の一環という事で、その学校です。完結して目標も目的も持ってやっていくというのが一番でございます。

あの今までも合同チーム作ってたという部分はですね、それぞれが1チーム満身に作れない学校があって、目的も含めて合致したという部分で1チームになりますけども、先程の説明の中で相手方の問題もあるというのは例えば江差中学校の方が何名かで、相手の方に完全に1チームあった場合に協議が整うのかという様なそういう話もございます。それと、移動の距離ですとか、練習方法その他、それから学校の中では学校行事という問題もありまして、各学校の日程ですとかそういうものも全部詰まってきた条件を整えばですね、先程合同チームという考え方も捨ててはおりませんが、逆に教育委員会の方が鼻から合同チームをとる形にはなかなかできないという状況もございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

(議長)

いいですか。

はい、「飯田議員」

「飯田議員」

あの、教育費のスクールバスの関係でございますけれども、当然相手方と債務負担行為で契約する訳です。先程の下校時含めまして、特別便出しますと言ったけど、積算根拠ですね、当然例えば登校時何名、下校時何名、特別便何名とおおよその数はしっかり把握していると思うんですね。その辺の数と。

だから教育委員会はですね、常々教育施政方針でも学校は地域に開かれた学校である、教師と生徒だけで学校を運営したり、あの児童の健全な育成をする場所でない、それ地域と一体となって学校を盛り上げて、そして健全育成含めて学校教育するというのが、これやっぱり教育の本分なんです。ただ学校に行って授業する訳ではなくて、そこはですねやっぱり地域と一体となって、だから午前中の答弁ですね、北中学校の生徒さんですよ。がっかりさせて帰ったと思いますよ。教育委員会の全然やる気のない答弁。そうじゃないですか。確かに場所の問題ありますよ。それぞれの中学校の学校の教育の方針、年間の行

事予定の色々な難しい問題もありますけれど、それを学校に任せておいたんじや進まない。その為にはやっぱり教育委員会が主体的な立場をとって、調整をしたり。

時代はまさに少子化ですよ。生徒さんがずんずん少なくなっていったら、部活特に団体スポーツの場というのはね、これは全然やっぱり野球にしるサッカーにしるバレーボールにしる、そういう団体競技が出来なくなっていくのがやっぱりこれからの中学校教育の現状だと思うんですよ。それをですね、やっぱりきちんとやっぱり積極的にやっぱり支援しながら調整しながらやってくのが教育委員会のまさに役目じゃないですか。

例えば議会としても2、3年前に社分の委員会で江中を視察に行って、サッカーをやるためにあそこのフェンスが低くてボールが出るために、なかなか練習もままならない。議員が自ら民間企業呼びかけて、大きなネットを作ったじゃないですか。そういう事もやる気になれば出来るんですよ。やる気がないからああいう午前中の答弁が出るんですよ。ね、今言うようにそういう積算根拠と改めてね、もし二校あるんだったら、そういう様な生徒のニーズがあるんだったら共同で部活をするとかそういう意思があるのかどうか。もちろんそれを指導する教師の問題もありますよ。これだって地域の協力すればね、問題解決出来るはずなんですよ。答弁お願いしますよ。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

まずあのスクールバスの積算の関係については年間210日の登校便、それから下校便という形を原則的に確保しまして、その上で中学校の方には部活便という事で58回登下校便を走らせているという積算で計算しております。

もう1つですね、合同チームに関わっての話なんでございますけれども、あの部活において先程も言った様に教育活動の一環の他にですね、あの学校の生徒数も減るという事について、逆に先生の数も減るという中で学校、はい、部活の数も逆に言うと顧問・副顧問という形で複数で責任を持って見ていくという様な事も含めますと、今の両中学校とも限度いっぱい部活を出来るだけという事でやってる中で先程も言いましたとおり、たまたまやはり人数の多い方が難しいという中でですね、あの休部ですとか廃部ですとか、そういう様な事も含めて、何年間かの動向も含めた中でやれる範囲の事は学校としてもやっていると押さえております。その上で先程も申しましたとおり、その学校の行事の状況ですとか、先生方の配置の状況、それから少なくともあの、地域の協力も

いただくという事なんですけども、あのいただく中にも教育長答弁にもあったとおり、考え方それから一緒にやっていたいただく方との意思統一がきちっと出来るという様々な条件がやはり合致しませんとなかなかやれないという部分が出てくるというのが現状でございます。なにとぞ理解をよろしくお願いしたいと思います。

(議長)

いいですか。「飯田議員」

「飯田議員」

確かに委員会なり、学校側の理論というのはそうなるんですよ。やっぱり生徒にはそういう様なニーズが確実にあるという事です。そういうのを裏付けのもとで午前中の一般質問だと思いうんですよ。やっぱり親の感覚目線じゃなくてですね、やっぱり児童生徒のそういう視点に立った委員会としての、学校なり教師に対する支援体制が私必要だという事を言ってるんですよ。

もちろん生徒が少なくなりますから1校でそういう様なチームを作ることは難しい。それは現状ですよ。先生も少なくなる訳ですからそれを指導する先生も野球なり、サッカーなり、バレーなり、そういう先生もいなくなるのが現実ですから、それらを踏まえながら地域の方々の協力を期待するんでなければですね、これから地方の学校教育というのはですね、やっぱりそれらの運動、部活動含めましてですね、やっぱり片手落ちの学校教育になる恐れがあるんですよ。だからずんずんやっぱりそういう部分も含めて児童生徒が地方から離れて、やっぱり都市部思考になるというのは、そういう一面もあるという事なんです。それらを大局的に捉えながら教育委員会が積極的にやっぱりそういう部分もやっぱり介入していかなければ、こういう様ないろんな問題。少子化の問題も含めてやっぱり児童が江差から離れるという問題解決出来ない事だと思うんですよ。そういう事を含めながら答弁をお願いしたいと思いますよ。

(議長)

「教育長」

「教育長」

午前中からあの、一般質問含めまして今の中学校の部活の件、まあまあスクールバスの関係はご理解いただきたいと思うんですけども。

あの基本的にですね、私達教育委員会としてすべての子供達に自分が望む部活がやれるのが一番良いというのは、私萩原さんも飯田さんも一致する、私共

と一致する所だろうと思います。人数が少なくなってくればどうしても部活がバラつきますと、その部活で試合が出来ない人数という部分になるのが一番まあ大変な事として、部活ある以上やはり試合をしなければならない。試合をやってやっぱり、生徒指導という学校の中での一番大きい所もそこに求める訳でございまして。

例えばサッカーですと最低11人いなければならない。それが5人6人で部活を作れという所はかなり無理がある。そこに今おっしゃる他の学校との合同チーム。確かに過去にやった例があります。それは江差ばかりではなくて、厚沢部さんと乙部さんなんかやった例も聞いております。その色んなやっぱり問題点もない訳じゃないんです。それ問題点を先程課長の方から何度かあのお話をしておりますので、それらを全部私共の所で例えば送迎にしても場所にしてもすべて確保してどうぞというのはなかなか今の所なっていないものですから。学校同士のお互いのニーズの中できちっとその整理していただければなど。あるいはまた、部活を要求する子供さん、あるいは親御さんとの理解がきちっとしなければなりませんという話を上げてるわけです。

ただ私はやっぱり基本的に飯田さんがおっしゃる様に、すべての子供がすべての部活が出来るというのがやっぱりこれが当然ぜひそういう環境をやっぱり作ってあげたいと思っておりますので、決してあのそういう事をうちが教育委員会が拒否しているとか、やらないでくれという事ではなくてですね、我々も学校の相談にはいくらでも乗りますので、あの決してあのうちが拒否している訳じゃない。過去の例においてそういう問題点があったという部分をですね、ぜひ理解していただければなとこの様なお話でぜひあの理解をお願いしたいと思うのですが。

(議長)

はい、「飯田議員」

「飯田議員」

だからどうも聞いても受身の答弁なんですよ。立派なサッカー場あるじゃないですか。教育委員会所有のバスあるんじゃないですか。解決できますよ。あとはね、教育委員会のやる気ですよ。学校現場先生方に言ったってね、少ない教師でね、色んなやっぱりクラス運営から、わかるでしょ。そこをやっぱりね、教育委員会が相談あったら学校から相談あったら対応しますじゃなくて、学校がね、課長自ら学校に行つてね、私言うのはね、すべての部活をやつてほしいという事じゃないですよ。やっぱり中学生になるとやっぱり時々のやっぱり、あの流行りのスポーツと言いますかね、部活。そういうものがある訳ですから。

そういう部分はね、結果的にどうも答弁聞いていると、学校から相談したら対応しますとかって、そういう後ろ向きの答弁しか聞こえない訳ですよ。それはやっぱり積極的に行って、これだけのやっぱり立派な施設もあるし、場所の問題だって解決出来ますよ。今言うように、先生が少なかったら今言うように地域で一体となって盛り上げれば良いんですよ。今までやった経過がない訳ではないし、色んな問題点それだってあると思いますよ。それを乗り越えてやるべきですよ。やっぱり前向きに考えなきゃ解決しないですよ。

(議長)

「教育長」

「教育長」

あの、後ろ向きだって今お叱り受ける部分については、止むを得ない所ですけども、やっぱりあの常に特にサッカーの方があの頭にあるんだろうと思いますので。ぜひあのやっぱり、今この時期にですね、サッカークラブがないというのは本当にかっかりする、あるいは野球部見ると女の子も一緒に入ってチーム編成してるというのはやっぱり随分時代が変わったなあというのはいつもあの思っております。

ただあの小学校の例えばスポーツクラブなんかでサッカーなんかはですね、江差のコラソンという名前で少年団持ってますが、あの大半が上ノ国の子供さんなんです。うちの子供さん少ないんですけども、うちのグラウンドでもですね、使ったり、あるいは遠征するときうちの生涯学習バスを使わせたりという事ではですね、あの決してあの後ろ向きではないなど。たまたま中学校の場合は学校におけるその「部活」という事になるものですから、少年団のようにはなかなかいきませんし、あのうちの空いてるグラウンドをですね、積極的に我々使わせたいと思っております。これから中学校の改築の時になれば当然、グラウンド、野球にしても何にしてもなかなか不自由になる訳ですから。そういう部分ではやっぱり今持ってる運動公園はですね、積極的に必要であればうちの生涯学習バスの利用は問題はないと思います。ただ、毎日の部活の時に本当にうちの生涯バス使えるだろうかという現実の問題になればですね、正直なかなかバス使ってすぐ行かせますから、あるいは来てもらいますからというのもなかなか厳しいものがあるものですから。そういう現状のお話をしたという事ではですね、決して一切それらについて後ろ向きでですね、やらないという事ではないという事で1つ、理解をしていただければなあという風に思います。

(議長)

はい、「町 長」

「町 長」

教育行政に私が口挟む立場でもありませんけれども、まあの地域を取り巻く環境というのは、少子化傾向というのはこれは否めない事実であります。まあのクラブ活動にやりたくてもやれない子供、この手立てをどう救ってやるかという事がやっぱり考えてやる事が行政の一環だろうと。

ただ、各町において、各学校において、教育目標というのがありますから、それと合致するのかもしれないのかという事になればですね、これはまあ1つの問題はあると思いますが、関係近隣町の教育委員会、教育長の方とですね、それらの事を連携を取りながら、やれる方向、やれる方向を考えたいと思っています。手法、例えばバスをどうする、足をどうするという話はですね、その後の話し合いの中で解決出来る見通しがあると思いますので、それらの事については私の方からも教育委員会を通じながら、子供達の活動の場を確保する上での手立てを対応するように指示しておきます。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第8号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第2号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第2号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、職員人件費のほか、収納率向上対策事業等、4事業に係わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ6,791千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ1,693,820千円とするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

それではあの、49ページの予算構成表でご説明申し上げます。

初めに職員人件費であります。先程の一般会計からの繰出金1,358千円の増額関連になりますが、職員人件費の1,358千円の増額内訳は58ページから59ページの給与明細書のとおりでございまして、人事異動等による給与・手当・共済費の合計額でございます。

財源内訳は繰入金1,358千円を充当するものであります。

次に収納率向上対策事業でございます。補正額1,447千円。

内容につきましては保険料の収納、徴収体制の強化などを目的として、12月から3月分の臨時職員賃金の他、事務的経費でございます。

財源内訳は道特別調整交付金1,439千円と。残り一般財源8千円は繰越金を充当するものでございます。

次に医療費適正化対策事業でございます。補正額3,923千円。

内容につきましては、レセプト点検に係わる事務的経費でございます。

財源内訳は道特別調整交付金550千円と、残り一般財源3,373千円は繰越金を充当するものであります。

最後に、後期高齢者支援金についてですが、補正額63千円。

内容につきましては、概算後期高齢者支援金の確定に伴いまして、63千円の不足額が生じたことによる補正でございます。

財源内訳は一般財源で繰越金を充当するものでございます。よろしくお願

いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第2号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

日程第13 議案第5号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第5号 江差町水道事業会計補正予算(第4号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、11月28日の落雷により被害を受けた砂川浄水場の復旧に係わる経費の補正をお願いするものでございます。収益的収入の予算予定額に8,687千円、収益的支出の予定額に9,084千円を追加するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますのでご審議の上、議決よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

それでは別途配布いたしました議案目次その2、同じく資料はNo.3で、資料8をお開き願いたいと思います。今回補正をお願いする水道施設、砂川浄水場の落雷被災箇所位置図が載っております。

平成24年11月28日、午後10時55分頃、落雷が発生し、「砂川浄水場」の電源系統の重故障が非常用通報装置より通報されました。原因は落雷直後に警報が発生し、「電撃サージ」が柱上気中開閉器より「高圧引込受電盤」ほか5つの装置を介して、各盤・機器の電源に侵入し、機器を故障させたものと思われます。

そのため安全に水道施設を運用するためには、内部の電子部品、ユニット交換が必要となるため、補正をお願いするものであります。

補正額は収入で、「営業外収益」8,687千円、支出で「営業費用」9,084千円であり、この補正によって「収益的収入」は412,424千円、「収益的支出」は406,927千円となります。

なお、今後とも落雷被害が想定される事から、制御装置からの雷サージの侵入防止策として、受電地絡検知用制御リレー電源部に、電源アレスタを増設す

る事といたしました。

復旧費用につきましては現在、北海道町村会災害共済部へ報告し、保険対応で処理する予定でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第5号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号 江差町公共施設の暴力団排除に関する条例の廃止を求める条例について、日程第15 議案第4号 江差町暴力団排除に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました議案第3号 江差町公共施設の暴力団排除に

関する条例を廃止する条例について、議案第4号 江差町暴力団排除条例の制定についてでございます。町・町民・事業者等が一体となって、暴力団の排除に取り組むため、総括的な条例となる「江差町暴力団排除条例」を制定し、江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」(補足説明)

それでは議案第3号の江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは議案書66ページをご覧ください。江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例につきましては、議案第4号で新たに江差町暴力団廃止条例の制定について、ご提案申し上げておりますことから、本条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第4号の江差町暴力団廃止条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。条例の制定につきましては、議案書の64ページから66ページをご覧ください。条例制定の趣旨でございますけれども、暴力団対策につきましては、平成4年3月に暴力団による不当な行為の防止等に関する法律が施行されました。このような情勢を踏まえまして、暴力団による不当な影響を社会全体で排除する為に、平成23年にすべての都道府県におきまして、暴力団廃止条例が施行されました。

全道の市町村においても、11月現在で179市町村中52市町村が条例制定をしている現状でございます。またこの12月定例会で議会におきまして、38市町村が条例制定の予定がされております。条例の各条文の説明につきましては、割愛させていただきますけれども、制定内容につきましては条例の契約や、事業の契約や、下請けの排除、それから公共施設事業の不許可と住民の安全の確保などでございます。町民が安全で平和な生活を確保し、健全なまちづくりに寄与することが、この条例の制定の最大の目的でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第3号 江差町公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 江差町暴力団排除に関する条例の制定について原案に賛成の方の挙手を求めます

挙手全員であります。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

日程第16 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の任命についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の任命についてでございます。任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に

松山郡江差町

若 濱 博 氏

を任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。ご審議の上、同意方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

おはかりします。ただいま議題となりました、同意第1号については、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員については、原案のとおり

江差町字

若 濱 博 氏

を、固定資産評価審査委員会委員に任命することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、

江差町字

